Japan tax alert

EY税理士法人

仮想通貨取引に関する個人の確定申告書作成時の留意点

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

エグゼクティブ・サマリー

2017年12月にビットコインの価格が一時200万円を突破するなど、2017年は投資対象として仮想通貨が大きな注目を集める年となりました。仮想通貨取引により生じた利益は、原則として、雑所得として個人の課税所得を構成することとなりますが、その損益計算の複雑さから、納税者自身による所得計算が困難となる可能性があります。本アラートでは、国税庁から公表されたタックスアンサー及びFAQを受けて、2017年確定申告書を作成する際の留意点を解説します。

国税庁によるFAQの公表

2017年12月1日、国税庁よりFAQ「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」が公表されました。このFAQでは、仮想通貨取引の損益計算を行う際のポイントを一問一答形式で解説しています。以下では、このFAQで解説されている項目を中心に、実務的な計算上の留意点を解説します。



仮想诵貨の売却

FAQによれば、仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が、所得金額となります。例えば以下の計算例では、所得金額は20万円(売却価額50万円 - 取得価額30万円)となります。

E	日付	ビットコイン	購入額 (日本円)	売却額 (日本円)
3,5]1日	1	30万	-
6,5]1日	1	-	50万

仮想通貨と仮想通貨の交換

FAQによれば、仮想通貨を使用して他の仮想通貨を購入する場合(仮想通貨同士の交換を行った場合)、その仮想通貨による他の仮想通貨の購入時の、その他の仮想通貨の購入時点の時価とその仮想通貨の取得価額との差額が、所得金額となります。例えば、日本円でビットコインを購入し、そのビットコインでイーサリアムを購入した場合、ビットコインとイーサリアムの交換時に、ビットコインの損益が実現することとなります。以下の計算例では、所得金額は20万円(イーサリアム交換時のイーサリアムの価額50万円・ビットコインの取得価額30万円)となります。なお、この計算例で購入した10イーサリアムの日本円換算価額が、その年12月31日時点で50万円以上に上昇したとしても、そのイーサリアムをビットコイン等の他の仮想通貨と再度交換せず、イーサリアムとして保有し続ける場合には、そのイーサリアムに係る値上がり益は課税所得を構成しないと考えられます。

日付	ビットコイン	イーサリアム	購入額 (日本円)	売却額 (日本円)
3月1日	1	-	30万	-
6月1日	→	10	50万	-

仮想通貨の取得価額

FAQによれば、仮想通貨を売却した場合のその仮想通貨の取得価額の算定方法については、移動平均法が相当としながらも、継続適用を前提に総平均法も認めています。例えば以下の計算例では、移動平均法を用いた場合の所得金額は60万円(100万円・40万円)に対し、総平均法を用いた場合の所得金額は20万円(100万円・80万円)となります。したがって、この計算例のように、仮想通貨の対日本円換算価格の上昇局面においては、総平均法を選択することにより所得金額を圧縮できる可能性があります。ただし、年毎に取得価額の算定方法を変更することは認められないため、2017年の確定申告の際に総平均法を選択した場合には、2018年についても同様に総平均法を適用すべきと考えられ、必ずしも総平均法にメリットが生じるとは限らない点には留意が必要です。

日付	ビットコイン	購入額 (日本円)	売却額 (日本円)
3月1日	1	30万	-
6月1日	1	50万	-
9月1日	1	-	100万
12月1日	1	160万	-

※9月1日 1ビットコイン売却時のビットコインの取得価額移動平均法: (30万円+50万円) / (1+1) = 40万円

総平均法: (30万円+50万円+160万円)/(1+1+1) = 80万円

仮想通貨取引の所得区分

タックスアンサー及びFAQによれば、仮想通貨を使用することにより生じる利益は、原則として雑所得に区分され、総合課税の対象となります。したがって、仮想通貨取引により損失が生じた場合、給与所得等の他の所得との損益通算や損失の繰越しは認められません。なお、その仮想通貨取引が事業として行われる又は事業に付随して行われる場合は、その使用により生じた損益は事業所得に該当する可能性があります。しかし、事業所得としての取扱が認められるためには、相当の時間や資本を仮想通貨取引に投下し、仮想通貨取引により生計を立てていることが明らかである必要があると考えられるため、例えば給与所得者が勤務時間前後や休日に行う仮想通貨取引により生じた損益は、事業所得とは認められない可能性が高いと考えられます。

以上に紹介したポイントを踏まえた上で、国税庁のFAQに則った正しい所得(損失)の計算を行うためには、

- ①日本円により取得した仮想通貨の取得時における対日本円 換算価格、取得数量
- ②購入した商品/サービスの購入時における価格、使用した仮 想通貨の数量
- ③交換した他の仮想通貨の交換時における対日本円換算価格と、取得した他の仮想通貨の数量、交換に付した仮想通貨の数量 数量
- ④ 日本円により売却した仮想通貨の売却時における対日本円 換算価格、売却数量

上記①~④を取引ごとに記録し、売却・使用・交換の都度、収入金額と取得価額とを計算する必要があると考えられます。取引が限定的で(例えば、①と④の取引しかない)、かつ、1つの仮想通貨取引所のみを使用している場合には、計算は比較的容易かもしれませんが、②や③の取引も行っており、更に複数の取引所を利用しているような場合には、納税者自身でこれらの計算を行うことは困難であることが予想されます。

また、日本円と直接交換できないビットコイン以外の仮想通貨 (アルトコイン)とビットコインを交換した場合における、その 取得したアルトコインの日本円換算レートの決定等、実際の計 算にあたっては、検討を要する事項が複数生じています。

消費税法トの取扱い

消費税の納税義務者となる個人は事業者に限定されていま す。ただし、消費税法上の「事業」は、必ずしも所得税法上の事 業所得を指すものではないことから、個人が仮想通貨の売却を 反復・継続かつ独立して行っている場合において、基準期間1又 は特定期間2の課税売上高が1千万円を超える場合には、消費 税の申告納税義務を負う可能性があります。

消費税法施行令の改正により、2017年7月1日以降、仮想通貨 の譲渡等は、非課税資産の譲渡等として取り扱われ、課税売上 割合の計算にも影響しないこととされました。翻って、同日前に 事業として国内において行った仮想通貨の譲渡等は課税売上 に該当し、仮想通貨を仕入れていた場合には仕入税額控除の 対象となることも明らかとなりました。ただし、2017年6月30 日時点で有している仮想通貨の数量が、2017年6月1日から 2017年6月30日までの期間に有していた仮想通貨の数量の 平均を超える場合には、その超える部分の数量に対応する消費 税は仕入税額控除の対象とすることはできません3。なお、この 改正により全ての仮想通貨取引が非課税取引となるわけでは なく、次のような取引は消費税の課税取引となる可能性があり ますので留意が必要です。

2017年6月30日以前に行う仮想通貨の取引

仮想通貨取引に関する改正消費税法施行令の施行日は2017 年7月1日であるため、2017年6月30日以前に行う仮想通貨 取引は消費税の課税対象取引となります。したがって、2017 年において消費税の納税義務者となる個人事業者は、原則と して、2017年1月1日から2017年6月30日までの期間の仮想 通貨に係る課税売上高の8%相当額と課税仕入の8%相当額と の差額を、2018年4月2日4までに申告及び納税する必要があ ります。なお、仮想通貨の課税仕入れにつき、仕入税額控除の 適用を受けるためには、帳簿等の保存要件を満たす必要があ り、その要件を満たさない場合には仕入税額控除は認められま せん。

資金決済法に定義されない仮想通貨の取引

消費税法上、非課税とされる仮想通貨は、資金決済に関する法 律第2条第5項に規定する仮想通貨に限定されています。した がって、仮想通貨と同様に取引されている電子的通貨/財産の うち、当該定義に該当しないもの(ICOにおいて発行される新規 トークンなど一定のもの)に係る取引には、消費税が課税され る可能性があると考えられます。

資金決済に関する法律第2条第5項

この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

- 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受け る場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して 使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及 び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物 に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及 び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)で あって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交 換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織 を用いて移転することができるもの

保有財産に係る調書制度

保有財産に係る調書制度として、一定の高額資産保有者につ いては、財産債務調書制度及び国外財産調書制度が設けられ ています。財産債務調書制度においては、(1)確定申告書の提 出を要する者が、(2)総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2,000万円を超え、かつ、(3)12月末日の所有資産が3億円以 上又は国外転出課税制度における対象資産が1億円以上であ る場合に、その有する財産の種類や価額、所在地、債務の情報 を記載した「財産債務調書」を所轄税務署長に提出することと されています。一方、国外財産調書制度においては、(1)非永住 者以外の居住者が、(2)12月末日に5,000万円以上の国外財 産を有する場合に、その国外財産の情報を記載した「国外財産 調書 | を所轄税務署長に提出することとされています。

個人の場合は、その年の前々年(2017年の基準期間は2015年)

個人の場合は、その年の前年の1月1日~6月30日までの期間(2017年の特定期間は2016年1月1日~6月30日)

²⁰¹⁷年6月30日時点で保有する仮想通貨の額(消費税抜)が100万円未満の場合は当該規定の適用はありません。

^{4 2018}年3月31日が土曜日であるため、申告期限は4月2日となります。

財産債務調書又は国外財産調書の提出が提出期限にない場合又は期限内に提出された調書に記載すべき財産若しくは債務の記載がない場合、過少申告加算税等の加重措置が講じられます。これは、その財産若しくは債務に対する所得税等の申告漏れが生じたときに、その財産若しくは債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されるものです。したがって、その年12月31日終了時点に保有する仮想通貨の価額等を保有財産として調書に記載せず、かつ仮想通貨取引に係る所得の申告漏れ等があった場合、その申告漏れ等となった所得に対しては、通常の過少申告加算税等に5%が加重されることとなります。

実務的な論点として、財産債務調書の記載にあたっては、その年12月31日終了時点の保有通貨の種類及び枚数並びにその終了時点の通貨あたりの時価(円換算価格)を把握する必要があると考えられます。また、国外財産調書の記載にあたっては、特に海外の仮想通貨取引所で作成したウォレット内に保有する

仮想通貨が、国外財産調書の報告対象である国外財産に該当するかどうかの検討を行う必要があると考えられます。仮にその仮想通貨の価額等を国外財産調書に記載する場合には、財産債務調書の記載と同様に、その年12月31日終了時点の保有通貨の種類等を把握しておく必要があると考えられます。

2017年確定申告への対応

仮想通貨取引に係る税制の整備は未だ十分ではなく、特に2017年の確定申告においては、納税者が判断に迷う場面が多く生じることが想定され、また、そもそも仮想通貨取引により生じた所得の申告及び納税義務を把握していない納税者も一定数存在すると考えられます。今後、日本の課税当局が、納税者の取引状況を捕捉する動きも活発になることが想定されますので、2017年中に何らかの仮想通貨取引を行っている場合は、専門家等と相談しながら、正しい申告及び納税を行うことが必要となります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

西田 宏之 パートナー 小野 敦志 シニアスタッフ

hiroyuki.nishida@jp.ey.com atsushi.ono@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan 最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180122

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp